

桜島小学校 PTA の皆様へ

令和7年度運営委員会
PTA 会長 駒形 京子

桜島小学校 PTA 細則変更のご報告

平素は PTA 活動にご協力賜り誠にありがとうございます。

PTA 役員選出に関する細則の免責事項に於いて、鈴鹿市 PTA 連合会派遣役員についての細則を運営委員会にて協議をし、下記の通り変更させていただきました。

変更内容について、PTA 会則第 25 条（細則）の取り決めに則り、ご報告させていただきます。

変更理由

・白子中学校 PTA 会則第 19 条の 8 「市 P 連、小学校会長の役員経験者は、永久免除とする。」とあり、鈴鹿市 PTA 連合会派遣役員経験者 2 年任期、及び 1 年任期であっても白子中学校の PTA 役員免除となる為。
また、1 年任期であっても重責である為。

1. 地区委員長の選出に関する細則 変更事項

改正箇所：第三条 免責事項 2) 鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員の 2 年任期を修了した者

現行細則	変更後細則
鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員の 2 年任期を修了した者	鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員経験者

2. 本部役員候補者の選出に関する細則 変更事項

改正箇所：第三条 免責事項 2) 鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員の 2 年任期を修了した者

現行細則	変更後細則
鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員の 2 年任期を修了した者	鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員経験者

3. サポート委員の選出に関する細則 変更事項

改正箇所：第三条 免責事項 2) 鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員の 2 年任期を修了した者

現行細則	変更後細則
鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員の 2 年任期を修了した者	鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員経験者

4. 鈴鹿市 PTA 連合会への派遣役員の選出に関する細則 変更事項

改正箇所：第四条 免責事項 2) 鈴鹿市 PTA 連合会派遣役員 2 年任期を修了した者

現行細則	変更後細則
鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員の 2 年任期を修了した者	鈴鹿市 PTA 連合会の派遣役員経験者